



南三陸町議会議員定数条例制定

# 議員定数削減 22人から16人に決定

南三陸町議会では、「議行財政改革に関する特別委員会」を設置し、議会の行財政改革に取り組んできました。11月には議員定数に関する住民懇談会を開催し、住民の意

見を聞くなど慎重に審議を重ね、議員定数を16人に決定し議会に報告。平成20年7月7日定例会（12月定例会）において議員定数により、議員定数を16とする南三陸町議会議員定数条例が提案さ

れ、賛成多数で可決されました。

今回の一般選挙から、現行22人の議員定数が6人減数し16人となります。

なお、議会では議員定数の削減に伴い、議会機能を十分に果たせるよう、今後も議会制度、組織の見直し等、議会改革を行ってまいります。

◇問い合わせ

議会事務局  
☎46-1375

## Q 5 自分の土地・家屋の評価額に疑問があるのですが？

A 5 固定資産課税台帳の登録価格に不服がある場合は、次により南三陸町固定資産評価審査委員会（担当：総務課）に対して、文書をもって審査の申出をすることができます。

- 1 審査の申出のできる方  
固定資産税の納税者に限られます。
- 2 審査の申出のできる事項  
固定資産課税台帳に登録された価格に限られます。なお、税額については、固定資産課税台帳に登録される事項ではないので、審査の申出の対象にはなりません。
- 3 審査の申出のできる期限  
固定資産課税台帳に固定資産の価格等のすべてを登録した旨の公示をした日から、納税通知書の交付を受けた日後60日までの間。価格の修正等があった時は、その通知を受けた日から60日以内となります。

※詳しくは昨年の広報6月号12～13ページをご覧ください。

### 家屋全棟調査を実施中です

今年度から5年間の予定で町内全域の建物を対象とする「家屋全棟調査」を実施しています。現在、歌津地区（伊里前～葦の浜方面）で調査中ですので、ご理解とご協力をお願いします。

(先月号からの続きです)

## 固定資産税（家屋） Q & A

問い合わせ 町民税務課家屋調査係 ☎36-3924

## Q 4 所有している固定資産の評価額を他の人と比べてみたいのですが？

A 4 固定資産税にかかる土地・家屋価格等の縦覧制度があります。

固定資産税の納税者は、課税される土地・家屋の価格等が記載された「土地・家屋価格等縦覧帳簿」を縦覧することができます。当町では、次の日程で実施しております。

- 1 縦覧できる方  
当該固定資産（土地・家屋）の納税者  
納税者から縦覧することについて委任を受けている者
- 2 縦覧期間  
毎年4月1日から5月31日まで（土・日曜日、休日を除きます。）
- 3 縦覧時間  
午前9時から午後5時まで
- 4 縦覧の場所  
町民税務課または歌津総合支所町民福祉課
- 5 縦覧の際、お持ちいただく書類  
納税者本人であることを確認できる運転免許証、身分証明書、健康保険証など  
代理人の場合は、委任状と代理人本人であることを確認できる代理人自身の運転免許証、身分証明書、健康保険証など

## 駅前駐輪場の利用について

最近、駅前駐輪場への自転車の放置が見受けられます。放置自転車はいたずらによる破損被害や自転車どろぼうの標的となるほか、他の利用者の迷惑となります。

破損した自転車や不要になった自転車は、使用者の責任で修理・廃棄等の適切な管理をお願いします。また、通勤や通学等で駐輪場を利用している方は、盗難被害にあわないよう二重ロックと防犯登録を必ず行い、駐輪場は譲り合って利用しましょう。

◇問 建設課 ☎36-3922 建設課分室 ☎46-1377



## 定額給付金の給付をよそおった振り込め詐欺にご注意を！

自宅や職場などに、町や国の職員などがかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず町の消費生活相談や警察署にご連絡ください。



■定額給付金は、現在のところ給付手続きは始まっていません。

■町や国が、定額給付金の給付のために生年月日や家族構成、口座番号などを電話や手紙で照会することはありません。

■具体的な給付の方法が決まり次第、速やかに広報がなされます。

◇問い合わせ

産業振興課商工振興係 ☎46-1378  
南三陸警察署 ☎46-3131

## 野鳥に関する 鳥インフルエンザの 対応について

昨年4月、秋田県で発見された白鳥の死体などから、鳥インフルエンザウイルスが検出されました。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いては、人には感染しないと考えられています。日常生活において、野鳥の排泄物等に触れた後は「手洗い」と「うがい」をいただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いいたします。

なお、野鳥は鳥インフルエンザウイルス以外にも様々な細菌や寄生虫を持っていますので、野鳥の死体を見つけた場合には、絶対に素手でさわらないでください。また、大量に死んでいる野鳥を見つけた場合は、速やかに産業振興課までご連絡ください。

◇問 産業振興課農林業振興係  
☎46-1379

## 生ごみ処理機購入補助金制度のお知らせ

南三陸町では、ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機購入費用の一部を補助します。生ごみ処理機の購入を計画している方は、環境対策課または町内の生ごみ処理機販売店まで、お問い合わせください。

◇補助対象

- ・南三陸町に住所を有し、居住する場所で処理機を適正に使用及び管理できる方。
- ・生ごみ処理機は、家庭用で電動式のものであること。
- ・1世帯につき1台のみ補助

対象とします。

・町内の事業所、商店などから購入したものに限りません。

◇補助金額

- ・購入費の2分の1（千円未満は切り捨て）で、40,000円を限度とします。

※平成20年度の残りの補助対象基数は4基分です。

早めに申請願います。なお、これを上回る申請があった場合は、補助金が交付されない場合があります。

## 野焼きは法律で禁止されています

最近、野焼きに対する苦情が多く寄せられています。家庭などのゴミ焼きは、煙や悪臭が発生し、近隣に対し大変迷惑をかけます。また、火災に発展する恐れもあります。野焼きは法律で原則として禁止されていますので絶対にやめましょう。

問い合わせ

環境対策課  
☎46-5528